

重要

直接搬入手数料改定のお知らせ

令和8年7月1日搬入分より

現行

200円

10kgまでごと

⇒

改定後

300円

10kgまでごと

「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」の一部改正に伴い、以下のとおり段階的に直接搬入手数料を改定します。

搬入日	処理手数料 (10kgまでごと)
令和8年6月30日まで	200円
令和8年7月1日～令和10年3月31日	300円
令和10年4月1日～	350円

直接搬入手数料改定について

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正に伴い、直接搬入手数料を段階的に改定します。

1. 一部改正の背景等

環境管理センターは、平成6年から稼働し、既に30年が経過しており、老朽化に伴う維持管理費の増加に加えて、昨今の人件費や燃料費などの高騰により、ごみ処理にかかる費用は増加している状況です。

環境管理センターに直接搬入する手数料は平成15年の改定以降、据え置いてまいりましたが、現在、ごみ処理に係る経費から算定する手数料と、現行の手数料には乖離が生じているため、直接搬入手数料の改定を行うものです。

2. 改正内容

直接搬入手数料の改定

- 直接搬入手数料は、ごみを環境管理センターに直接持ち込む場合の手数料で、事業系一般廃棄物、家庭系廃棄物が対象となります。
- ごみ処理にかかる費用から算出した手数料は10kg当たり350円となりますが、昨今の物価高騰などの影響や現行手数料からの改定率を考慮し、令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間は、手数料を300円とする激変緩和措置を設けます。

重量	現行	改定	
	令和8年6月30日まで	令和8年7月1日以降	令和10年4月1日以降
10kgまでごと	200円	300円	350円